

# 埼玉県行政監察要綱

平成16年4月30日総合政策部長決裁  
令和4年4月1日最終改正

## (目的)

第1条 この要綱は、公平、公正な県政を推進するための服務規律を確保するとともに、職員一人ひとりの意識改革を図り、業務改善を進めるために実施する行政監察（以下「監察」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (監察の種類)

第2条 監察は、一般監察及び特別監察とする。  
2 一般監察は、次条に定める実施計画に基づき実施する。  
3 特別監察は、総務部長が必要と認める場合に実施する。

## (監察の実施計画)

第3条 一般監察の実施計画は、毎年度策定するものとする。  
2 実施計画には、監察事項、監察実施機関（以下「実施機関」という。）及び監察実施期間等を定めるものとする。

## (監察の対象機関及び職員)

第4条 監察は、知事部局の全課所室及び当該課所室の全ての職員を対象とする。

## (監察の内容)

第5条 監察の内容は、次のとおりとする。

### (1) 業務改善監察

- ア 県民サービスの向上
- イ デジタル技術を活用した業務改善の取組
- ウ 多様な働き方の推進
- エ コスト意識の徹底

### (2) 服務監察

- ア 服務規律の確保
- イ 倫理規程の遵守
- ウ 文書管理の適正化
- エ 働きかけへの対応

## (監察の方法)

第6条 監察は、職場を訪問し、面談及び関係書類の審査等により実施するものとする。

(監察実施の通知)

第7条 監察の実施にあたっては、実施機関に原則として事前に通知するものとする。  
ただし、緊急その他理由のある場合は、この限りでない。

(監察資料の提出要求)

第8条 監察の実施にあたっては、事前に実施機関から書類の提出を求めることができる。

(監察への協力)

第9条 実施機関は、監察に協力しなければならない。

(監察結果の講評)

第10条 監察を実施したときは、その結果を実施機関に対して口頭で講評するものとする。

(監察結果の報告)

第11条 実施機関の監察結果は、総務部長に報告するものとする。

2 総務部長は、監察結果をとりまとめて、知事に報告するものとする。

3 改善又は是正を必要とする事項のうち重要なものについては、総務部長が、速やかに知事に報告するものとする。

(監察結果に基づく改善依頼等)

第12条 監察の実施により、改善又は是正を必要とする事項があると認めるときは、総務部長から当該実施機関の長に対して文書で改善又は是正を依頼するものとする。

2 前項の改善又は是正の依頼を受けた実施機関の長は、3月以内に改善又は是正の措置を文書で総務部長に報告するものとする。なお、総務部長は、改善又は是正に急を要する重要なものについては、報告の期間を短縮することができる。

3 改善又は是正を必要とする事項が複数の課所室に共通する場合、総務部長は、該当する課所室の長に対して情報提供し、改善を依頼するものとする。

(他の制度との連携)

第13条 効果的な監察が実施できるよう、包括外部監査など他の制度との連携を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月30日から施行する。

この要綱は、平成18年5月23日から施行する。(総合政策部長決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。(総務部長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。(総務部長決裁)